

お知らせ



家庭雑排水槽の管理は適正に

問 環境課 (内線458)

家庭雑排水槽からの排水の臭いが原因の苦情が増えていきます。定期的な汚泥のくみ取りを行い、悪臭や水質汚濁を防ぎましょう。
くみ取りは、市の許可を有する次の業者に依頼してください。
有)中野環境サービス ☎(22)3072

雨水貯留施設設置事業助成金

問 申 上下水道課 (内線378)

雨水貯留施設を設置する場合や浄化槽を雨水貯留施設に転用する場合には、助成金を交付しています。
補助率 対象経費の2分の1以内

区分	容量	限度額
新設	1000cc以上 5000cc未満	2万5千円
転用	500cc以上	5万円
転用	問いません	10万円

※詳しくは、市公式ホームページをご覧ください。



めぐりあいセッティング事業補助金

問 申 子育て課 (内線356)

出会いの機会を創設する婚活イベントや交流会、婚活のためのスキルアップセミナーなどを開催する場合には、補助金を交付しています。
対象者 市内に住所がある個人または市内に事務所がある団体
限度額 10万円
※交付には条件がありますので、申請前にご相談ください。

ブロック塀などの安全点検が受けられます

問 申 都市計画課 (内線358)

市では、所有者から申し込みのあったブロック塀などについて、専門家による安全点検を実施します。点検にかかる費用は市が負担しますが、掘削や破壊による内部確認など、詳細な調査を希望する場合は、個人負担が発生します。
対象 次の項目全てに該当するもの
・現在、市内に存在するもの
・道路に面しているもの
・コンクリートブロック塀またはレンガ造や石造など組積造と呼ばれる構造の塀であること
※申請方法など詳しくは、お問い合わせください。

サマージャンボ宝くじ発売中

問 財政課 (内線221)

宝くじの収益金は、市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。県内の販売実績により収益金が配分されますので、購入の際は県内の宝くじ売り場でお買い求めください。
販売期間 8月2日(金)まで
抽選日 8月14日(水)

情報公開制度と個人情報保護制度の運用状況

問 庶務課 (内線211)

市では、市民参加による開かれた市政を進めるとともに、行政の透明化を図るために、情報公開制度・個人情報保護制度を運用しています。
2018年度中に、これらの制度が利用された状況は、公文書の公開請求が4件、自己情報の開示請求が4件でした。各制度の運用状況は次のとおりです。
●情報公開制度運用状況
請求先 市長
請求 4件(公開2件、部分公開1件、文書不存在1件)
●個人情報保護制度運用状況
請求先 市長
請求 4件(開示3件、部分開示1件)



公共施設の料金を改定 します

【問】財政課（内線219）

公共施設の使用料は、維持管理コストと利用実態などに応じて算定されています。その見直しに伴い、次の施設の使用料を改定します。

改定する施設 福祉ふれあいセンター、市営野球場、市民体育館、武道館、篠井川河川敷運動広場、コミュニティスポーツセンター、屋内運動場、人権センター、農村環境改善センター、観光会館・日本土人形資料館、文化公園（温室・昆虫館）、中央公民館、北部公民館、博物館、ぼんぼこの湯、もみじ荘、まだらおの湯

改定日 10月1日(火)

※併せて、公共施設全般で、使用料の減免基準の見直しも行います。詳しくは、各施設のホームページをご覧ください。



河川功労者表彰

【問】道路河川課（内線305）

毛野川河川愛護会が、斑尾川で行ってきた草刈りなどの河川環境整備活動に関わる功績が認められ、令和元年日本河川協会総会で「河川功労者表彰」を受賞しました。この表

彰は、治水・利水・環境の観点のほか、広く社会に対しての功績のあった個人・団体に対して行われているものです。



後期高齢者医療保険料の 軽減特例が変わります

【問】福祉課（内線304）

保険料均等割の軽減特例は、当面の暫定措置として特例的に実施されてきました。これまで保険料均等割が9割軽減となっていた人は、今年度は8割軽減に変更されます。

軽減は変更になりますが、介護保険料の軽減強化や年金生活支援給付金が支給となります。詳しくは、お問い合わせください。



道路への枝のはみ出し にご注意ください

【問】道路河川課（内線263）

植物が繁茂する季節を迎えています。道路や歩道にはみ出した樹木の枝は、見通しを悪くし、通行の障害になるなど、安全に支障をきたすことがあります。

樹木の所有者は、樹木の剪定や移植、伐採などを行い、適正に管理しましょう。



福祉医療費給付金制度

【問】福祉課（内線276）

※乳幼児等に関することは、子育て課（内線356）

市では、乳幼児や心身障がい者、ひとり親家庭などを対象に、医療費の自己負担額の一部を給付しています。給付を受けるためには、交付申請が必要で、一部所得制限があります。

※詳しくは、市公式ホームページをご覧ください。



市内小・中学校の電話 対応が変わりました

【問】学校教育課（内線418）

学校における働き方改革の一環として、7月から、市内の小・中学校への一定時刻以降の電話は、留守番電話に切り替わります。緊急の際は、市役所（☎22）2111へおかけください。学校教育課職員が対応します。

留守番電話による対応時間

●平日

小学校 午後6時～翌朝7時30分
中学校 午後7時～翌朝7時30分

●土・日・祝日 終日